

募集要領

1. 事業概要

(1) 目的

本事業は、成長・発展が期待される京都発のスタートアップ企業が、主にベンチャーキャピタルや金融機関等から資金調達（数千万円～数億円を想定）することを応援し、研究開発などイノベーションを加速させ京都経済・産業の発展につなげることを目的としています。

本事業ホームページ：<https://www.ki21.jp/kkc/service/starcreation/>

(2) 対象となる事業者

京都府内に拠点を有し、資金調達への意欲があり、自社の事業計画をプレゼンテーションできる事業者。

(3) 事業の内容

主に資金調達を求める（2）の事業者を公募し、ベンチャーキャピタルや、金融機関、事業会社等に対して事業計画をプレゼンテーションする事業計画発表会を開催します。公募の結果、事業計画発表会に登壇が決定した事業者（以下、登壇企業）のうち、希望者に対して事業計画策定支援及びプレゼンテーション方法の助言を行います。なお、本事業は資金調達を確約するものではありません。

(4) 事業計画発表会の内容

- ・日時 2027 年 2 月 9 日（火）14：00～17：00
- ・会場 [KYOTO CENTCROSS](#)（京都市南区西九条北ノ内町 6 番地 中信京都駅八条ロビル）
- ・内容 スタートアップ企業による事業計画プレゼンテーション・交流会
（プレゼンテーション＋質疑応答 1 社 15 分程度）
- ・登壇企業数 6 社程度

2. 登壇企業の募集・応募方法等

(1) 募集期間：2026 年 10 月 5 日（月）～2026 年 11 月 6 日（金）

(2) 決定予定件数：6 社程度

(3) 決定方法：応募申請書（別紙）について次の評価項目により総合的に審査の上、登壇企業を決定します。

- ①成長力（市場性や顧客層・ニーズ等からみた成長力）
- ②競争力（他社と比較した独自性・優位性等からみた競争力）
- ③実行力（人材、知財・ノウハウ等からみた実行力）

(4) 応募方法：登壇を希望する事業者は、以下の「提出内容」を「提出先」宛に「提出期限」までに、メールにてご送付ください。

提出内容：①**応募申請書（所定様式）**

②**事業紹介資料（自由様式）※10MB 程度まで**

※申請内容等に不備があった場合、申請を受理しない場合があります。

提出先：startup@ki21.jp

公益財団法人 京都産業21 イノベーション推進室 クロスファンクショナルチーム

提出期限：2026年11月6日（金）午後5時 必着

(5) 審査結果の通知：

事務局から応募者に審査結果をメールで通知します。なお、結果に関する問合せには応じられません。

3. お問合せ先

事務局：公益財団法人 京都産業21 イノベーション推進室 クロスファンクショナルチーム

住所 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター2階

TEL 075-315-1057 e-mail startup@ki21.jp

募集要領

4. その他注意事項

- 次の何れかに該当する場合は、本事業の対象外となります。また、審査後であっても決定を取り消します。
 - a 府税等の滞納がある場合
 - b 他社の知的財産権を侵害している場合
 - c 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業を営むと認められるとき。
 - d 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - e 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
 - f 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - g 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - h 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - i 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がdからhまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - j 対象事業者が、dからhまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（hに該当する場合を除く）に、（公財）京都産業21が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。
 - k 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがあるとき。